

青森県報

第三千二号

平成二十年
十月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

保安林の指定予定
右 同……………(林政課) ……一
道路の区域の変更……………(道路課) ……二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
……………(原子力安全対策課) ……二

公 営 企 業

臨床検査システム機器等賃貸借に係る一般競争入札……………(病院局) ……三
臨床検査システム構築等業務委託に係る一般競争入札……………(経営企画室) ……四

告 示

青森県告示第六百九十一号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

下北郡東通村大字尻岩字安部三四の二（次の図に示す部分に限る。）、三四の三、三四の四、三四の六、三五の三（次の図に示す部分に限る。）、字下堀川二三の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第六百九十二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

むつ市川内町川代一六九の四三、一六九の六五、一六九の九一、一六九の九四、一六九の一〇〇、一六九の二一八、一六九の一四九、一六九の一七〇

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
 - (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第六百九十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年十一月二十三日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。
 平成二十年十月二十四日
 青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	榑引上名久井三戸線	三戸郡南部町大字森越字館野三二から三戸郡南部町大字下名久井字日泥六九の一から三戸郡南部町大字下名久井字日泥二〇の一まで 三戸郡南部町大字森越字館野三二から三戸郡南部町大字下名久井字日泥二〇の一まで 三戸郡南部町大字下名久井字日泥六九の一から三戸郡南部町大字下名久井字日泥二〇の一まで 三戸郡南部町大字下名久井字日泥二〇の一まで	前 前 前 前	一六・二〇メートルから七二・〇〇メートルまで 七二・〇〇メートルから一六・二〇メートルまで 一六・二〇メートルから七二・〇〇メートルまで 七二・〇〇メートルから一六・二〇メートルまで	四二四・九〇メートル 三六六・三〇メートル 三七〇・三〇メートル 四二四・九〇メートル	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

- 二 調達方法
可搬型大気中気体状ベータ放射能測定器 一式
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県原子力センター総務担当
上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四 の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成二十年十月六日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
株式会社 千代田テクノル青森営業所
上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附一の八

公 営 企 業

七 契約金額

三千八百八十五万円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した仕様書等を提示した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十年八月二十七日

臨床検査システム機器等賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十年十月二十四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

臨床検査システム機器等 一式

二 賃貸借期間

平成二十一年三月一日から同月三十一日まで

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）の

一の規定により、O A機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

五 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市東造道二丁目の一

青森県病院局運営部経営企画室

電話 〇一七 七二六 八四〇二

六 入札及び開札の場所並びに日時

1 場所 青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階 第一会議室

2 日時 平成二十年十一月七日 午後二時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

臨床検査システム構築等業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年十月二十四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる業務の委託

1 業務名

臨床検査システム構築等業務

2 業務内容

入札説明書による。

3 委託期間

契約締結の日から平成二十一年三月三十一日まで

4 履行場所

青森県病院局運営部経営企画室の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）の

一の規定により、電子計算組織に係るシステム開発契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市東造道二丁目の一

青森県病院局運営部経営企画室

電話 〇一七 七二六 八四〇二

四 入札及び開札の場所並びに日時

1 場所 青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階 第一会議室

2 日時 平成二十年十一月七日 午後三時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

六 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭